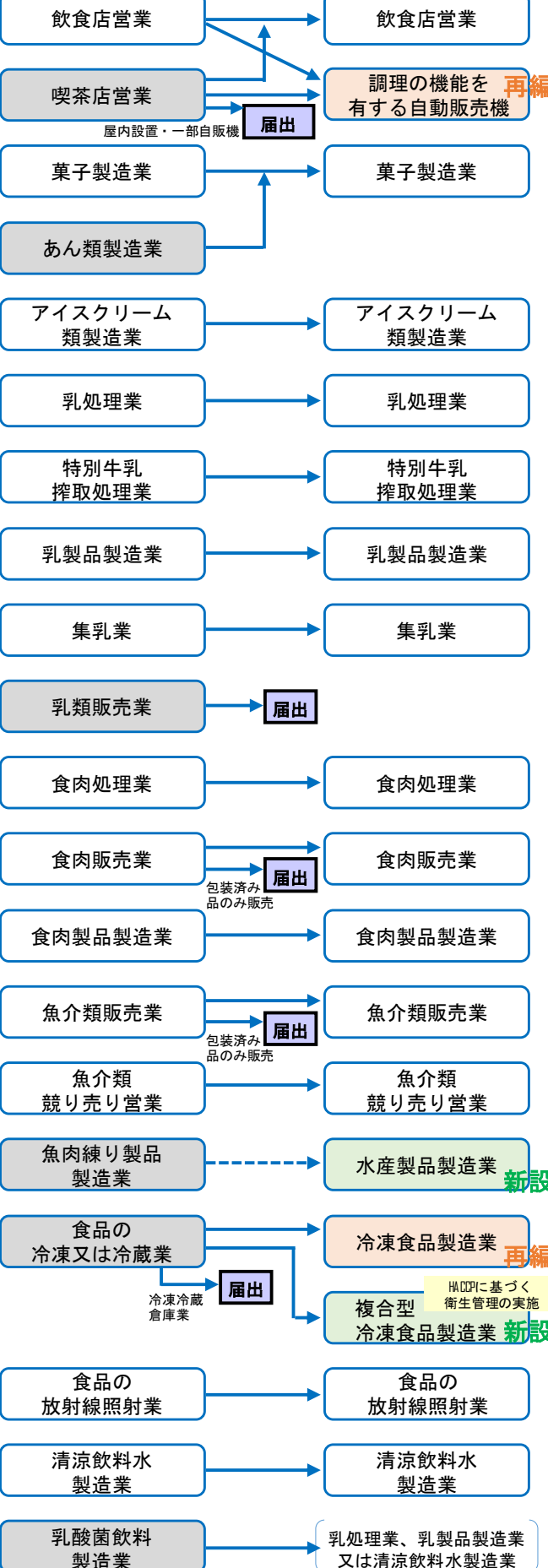


営業許可業種の見直しイメージ

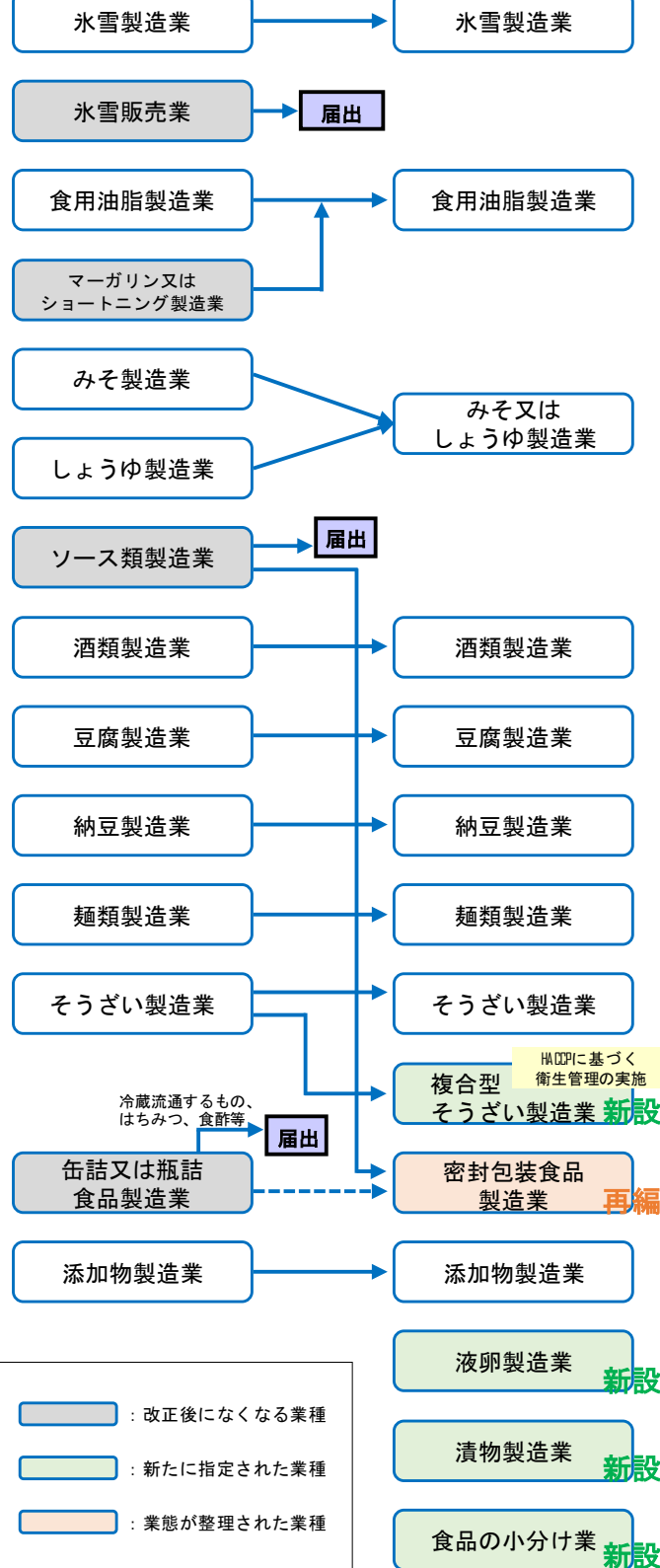
現在の許可業種

見直し後の許可業種



現在の許可業種

見直し後の許可業種



- ：改正後になくなる業種
- ：新たに指定された業種
- ：業態が整理された業種

・見直し前後で業種の名前が同じでも、一つの許可で取り扱える食品の拡大（例１）や、許可が必要となる範囲の変更（例２）等があり、内容が大きく見直されています。

- （例１）菓子製造業施設において、客が購入した菓자에飲料を添えて施設内で提供⇒飲食店営業の許可は不要になる
- （例２）そうざい半製品の製造⇒そうざい製造業の許可が必要になる

・詳しい変更点等については保健所へお問合せください。